

CONTENTS

特集 新たな時代に向けた 教員養成の改善方策について

●教育職員養成審議会3年間の軌跡

巻頭言 8 教員の資質向上策の理想と現実 教養審答申をとりまとめて 蓮見首彦	座談会 10 新たな時代に向けた 教員養成の在り方について (出席者 平出彦仁／杉田 豊／石橋 昭／長澤房枝／上西昌男／ 司会 尾山眞之助)	解説 20 教育職員養成審議会の各答申の概要 教育助成局教職員課	論文 24 修士課程を活用した現職教員研修の在り方について 米川英樹	解説 28 教員採用における「養成」の視点と学校基盤型教員研修の構築 教育委員会への期待 葉養正明	エッセイ 32 なんでもありの時代だから 小山内美江子	事例紹介① 34 学校不適応の子どもと出会う 東京学芸大学	事例紹介② 37 社会人に対する特別選考制度について 香川県教育委員会	事例紹介③ 40 千葉県における企業等派遣研修の概要 千葉県教育委員会	解説 43 大学院修学休業制度について 教育助成局教職員課	特別記事 ● 歴史的集落・町並みの保存とまちづくり 伝建制度発足二五周年を迎えて	論文 47 環境文化財としての町並みの保全 木原啓吉	事例紹介① 50 宿場町 ● 長野県南木曾町妻籠宿の事例 長野県南木曾町	事例紹介② 52 商家町 ● 岡山県倉敷市倉敷川畔の事例 岡山県倉敷市教育委員会	事例紹介③ 54 武家町 ● 山口県萩市堀内地区の事例 山口県萩市教育委員会	解説 56 伝統的建造物群保存地区制度二五年の歴史について 文化庁文化財保護部建造物課
--	---	-------------------------------------	---------------------------------------	---	--------------------------------	----------------------------------	--	--	----------------------------------	---	-------------------------------	---	---	---	--

6 私と教育、私とつけ 白井貴子	64 中教審ニース 都道府県発 ●教育・学術・文化・スポーツニース 福島県、岐阜県関ヶ原町、 京都府、長崎県	70 レッツ トライ 国立警視青年の家 卓球	72 めぎせんど二五輪	74 全国子どもプラン 衛星通信利用による「子ども放送局」 総合的な学習の時間 愛知県岡崎市立井田小学校	78 海外教育ニース ランチタイム 京都府美山町立 学校給食共同調理所	82 マンガで見る教育の情報化 鑑賞席	83 編集後記
---------------------	--	---------------------------------	-------------	---	--	------------------------	---------

●問い合わせ先
山形県教育委員会文化財課 TEL023-630-2880

羽州街道—金山峠越 (山形県—宮城県)

羽州街道は陸奥国桑折で奥州街道から分かれ、山中七つの宿(宮城県七ヶ宿町)を経て、当時難所であった金山峠を越え、出羽国に入る。江戸時代初期までの金山峠は道幅も狭く足場も悪かったため、馬や駕籠を利用する参勤交代の行列の通行には適さなかったが、明暦二年(一六五六)、上山藩主土岐頼行により大改修が行われると金山峠を通る大名も年々増え、庄内藩主酒井氏や秋田藩主佐竹氏など日本海側諸大名の参勤交代路として利用されるようになった。

峠の北の上り口に位置する金山郷は、出羽国南端の宿場宿下宿と陸奥国湯の原宿の間の宿として賑わいをみせ、元禄期には既に参勤交代や出羽三山詣りの旅人の交通路として重要な役割を果たしていたという。

しかし、明治になって新道が作られ鉄道ができると、旧来の峠道は行き交う人々もなく急激にすたれていった。道形は草木に覆われ、わずかに残る石碑や石垣、石畳がかつての姿を伝えるのみであったが、近年自然歩道として峠道が整備され、清々しい川音と美しい木立の中、往事の風情を偲びながら散歩できるようになってきた。

(山形県教育委員会文化財課主事 庄司壮哉)

この道を行く

羽州街道 金山峠越



整備された木道と鬱蒼と茂る木々。その趣は「羽州路難所」を彷彿とさせる。

カラー

1 記念館めぐり ● ばかりの地を訪ねて
北九州市立松本清張記念館 (福岡県)

4 この道を行く
羽州街道—金山峠越 (福岡県)

表2 誌上展示室
ストリーボード

表3 文化財紹介
序の舞(上村松園筆)

Q5

海外の大学院のレベルが我が国の大学院と同レベルかどうかをどのように判断すればよいのでしょうか。

A

我が国の大学院等と比較し、業時数、年限等が同等かどうかで入学年次、教授内容、授業時数、年限等が同等かどうかで判断することとなります。

Q6

どのくらいの期間休業することができるのでしょうか。また、年単位としない期間（例えば一年六か月）休業することは可能でしょうか。

A

休業の期間は、年を単位とする三年を超えない期間、あるいは、年を単位としない期間休業するときはできません。

Q7

法律上の要件を満たしているのに許可されない場合があるのでしょうか。

A

休業許可の申請者が殺到するなど、教職員定数の管理に支障が生ずる場合、本人の課題意識や修学意欲の程度等を適切に勘案し、許可しない場合もあり得ます。

Q8

休業期間を延長することは可能でしょうか。

A

休業期間の延長はできません。ただし、再度休業許可の申請をして、任命権者の許可を得て、引き続き休業することはあります。

Q9

授業料等の貸付を受けたのですが、どのようなものがあるのでしょうか。

A

日本育英会等の奨学金の受給や、共済組合からの貸付等が可能です。

Q10

休業期間中のアルバイトは可能でしょうか。

A

例えば、在学する大学においてティーチング・アシスタント（TA）として大学における教員養成教育に係る補助的業務に従事する場合には、任命権者が認める場合には、本来の目的である大学院修学に支障のない範囲内で、報酬を受けてこれらの業務に従事することが可能です。

Q11

休業期間中における共済組合員資格はどうなるのでしょうか。また、共済掛金は支払うことになるのでしょうか。

A

休業期間中は共済組合員資格は存続します。また、組合員としての給付を受け取る可能性はある以上、たとえ無給であっても掛金を支払う必要があります。

特別記事

歴史的集落・町並みの保存とまちづくり

伝建制度発足二五周年を迎えて

環境文化財としての町並みの保全

江戸川大学社会学部環境情報学科教授
木原啓吉

全

全国各地に存在している歴史的町並みを保存・再生するために文化財保護法が改正され、「伝統的建造物群保存地区」の制度が新設されたのは一九七五年（昭和五〇年）のことである。それからはやくも二五年の歳月がたった。国によって保存地区に選定されている地域は今や三道府県、五〇市町村、計五五か所にのぼっている。この制度の一層の発展を図るために、初心忘るべからず、まず原点に立ち返り、文化財保護法改正の意義を明らかにするとともに、あわせて現在、同制度の直面している問題点について考察したいと思う。



きはら・けいきち 鹿児島生まれ。朝日新聞編集委員（環境問題担当）、千葉大学教授を経て現職。千葉大学名誉教授、文化財保護審議会専門委員、中央環境審議会委員、社団法人日本ナショナル・トラスト協会副会長。著書に「歴史的環境」（岩波書店）、「暮らしの環境を守る」（朝日新聞社）、「ナショナル・トラスト」（三省堂）など。

法

改正の第一の意義は「伝統的建造物群保存地区」が新設され、文化財の概念が拡大された



白川村荻町
重要伝統的建造物群保存地区
(昭和51年9月選定)

環境文化財 としての町並みの保全

ことである。法文には「周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの」と規定され、個々の建造物など「点」としての文化財から、建造物群という「面」としての歴史的環境へ、保護対象が広がったことを明示した。

第二の意義は、これと関連して都市計画法が改正され、都市計画の対象とする地域地区のなかに、「風致地区」や「美観地区」などと並んで新たに「伝統的建造物群保存地区」が登場したことである。これによって文化財保護行政と都市計画行政が協力して「まちづくり」をめぐる方針が示された。

第三の特質は、それまで国宝や重要文化財などの文化財は、国がその価値を認めれば、原則として一方的に「指定」してきたのに対し、「伝統的建造物群保存地区」は地元在市町村が保存条例を制定した地域のなかから国が「選定」することにしたことだ。条例の制定を先行させ、そのなかから国が法律により「選定」するという二重の手続きをとることによって、この事業は住民と自治体の同意と協力が不可欠であることを法的に確認したのである。

このことは歴史的町並みの保全対策が、一九六〇年代半ばから全国的に台頭してきた公害対策や自然保護対策と並んで現代の環境問題の重要な一環をなすことを示したものとさえいえる。これら一

連の環境対策はいずれも、六〇年代から七〇年代にかけて、住民の環境を見つめる目が鋭くなるともに活発になってきた。住民が地域の環境に破壊の兆しを見つけると、まず身近な自治体に対策を求める。自治体はそれに応じて条例をつくって対策に乗り出す。そうした条例が全国各地にひろがったところで、国は法律を制定したり改正・強化する。

このように住民―自治体―国の順序で伝統的町並みの保全対策が展開されるようになったことは、明治以来の、まず国が法律を制定して、それを実施するために地方公共団体に条例をつくらせ、住民に順守を迫るといったトップ・ダウンの行政方式を転換させ、地方分権・自治権確立への道を切り開いた点で評価すべきものがある。

第四に「伝建制度」の制定にあたって国際的な影響が大きかったことを見逃してはならないと思う。フランスではドゴール大統領のもとで文化大臣をつとめた作家のアンドレ・マルローの提唱によって一九六二年に「歴史的街区保存法」が制定され、パリのマレー地区など各都市で大規模な保存的再開発事業が展開されていた。イギリスでも六七年に都市の歴史地区の保全をめざす「シビック・アメニティーズ法」が制定されていた。国連教育文化科学機関（ユネスコ）や国際遺産記念物会議（イコモス）などの国際組織も宣言や憲章を採択して歴史的環境の保存

や文化観光の重要性を訴えていた。

こうして発足した伝建制度だが、二五年目の現実を前にして指摘しておきたいことは、伝建地区の選定個所が初めの予想をこえて年々増加していることである。その背景には地域の歴史的環境の価値に目覚めた住民たちが、自主的に保全運動を起していること、それらの連絡・協力組織である「全国町並み保存連盟」が毎年、全国大会や研究会を開いていること、そして自治体も全国規模の協議会を組織するなど多彩な活動を展開しているという事実がある。

しかしその一方で、近年の観光ブームのついでに画一化と俗流化に傾斜しがちな地区が散見されるのは惜しまれる。今こそ、地域の歴史的特性を重視し、中国の古典「易経」の「国ノ光ヲ観セル」（自国の優れた文物・風光を示して客をもてなす）を語源とする真の意味での「観光」の拠点として整備されることが望まれる。

あわせてフランスやイギリスでは、近年、歴史的街区保存の法律と既成の都市計画法を合体させ、都市計画事業を進めるにあたっては歴史的環境の保全を必要条件としている事実を注視すべきである。わが国でも、文化財保護行政と都市計画行政の一層の協力を推し進め、地域のアメニティ（快適環境）の向上をはかるべきだと考える。



寺下の町並み (平成12年5月)

事例紹介① 長野県南木曾町

平

成二二年は、町が単独事業として妻籠宿の保存事業を始めて以来、また保存団体である「妻籠を愛する会」の創立後、三二年目に当たる。今、改めて保存の流れを思い返すとき、これまでの苦労と現状の問題などが想起されて、複雑な思いである。

振り返ってみれば、昭和四二年八月一日は、まさに妻籠が「町並み保存」として日の目を見るか否かを決する歴史的な日であった。この日、妻籠宿の旧脇本陣林家の県令指定のため、文化財建造物の権威で長野県文化財調査委員でもあった東京大学工学部の大田博太郎教授による調査が行われていた。調査終了後、突然ではあったが、町並み保存の先駆者である小林俊彦氏と片山亮喜町長は、妻籠の町並みの保存運動を太田先生の手で進めてほしいというお願いをした。先生は

しばらく戸惑っておられたが、両氏の必死の熱意に心を動かされ、その後、妻籠宿の保存運動が組織的に開始されたのである。

町

並み保存の運動を始めた当初、過度の観光地化や俗化しないことを目的に、住民によって「申合わせ事項」を決め、保存のために必要な項目を、住民の総意の下に「妻籠宿を守る住民憲章」として制定し、現在まで守ってきた。また、その憲章を履行するために、住民組織である「妻籠を愛する会」を結成した。昭和四三年には妻籠宿保存計画を策定し、町単独で保存事業を進めた。しかし、一町行政と住民団体だけでは町並み保存は到底維持できるものではなく、町並み保存を国の文化財保護の制度として認めようというため、関係者が多大な努力を重ね、実現への運動を続けてきた。その甲斐あって、昭和五〇年の保護法改正時には伝建の制度が創設され、妻籠は昭和五一年九月に国の重要伝統的建造物群保存地区に選定された。現在、妻籠宿には年間八〇万人余の観光客が訪れている。

保

存から四半世紀以上を経た現在、妻籠保存地区保存条例、同施行規
けていない伝統的建造物もあり、昭和四三年に修理した建物が、三二年の歳月で再修理が必要な建物も出てきた。
保存地区内の様々な問題は、保存条例や住民憲章に基づき、妻籠を愛する会の中の統制委員会と協議し、解決を図ってきた。しかし、近年は住民も世代交替し若い世代が増加し、保存に対する理解と認識が少しずつ希薄になってきている。妻籠を愛する会の役員も高齢化と指導力の低下を来しつつある。少子化と相まって住民の転出による地区の過疎化が進行するなど、多くの問題を抱えつつある。
「保存は終わりのない事業である。古い町並みと高齢者だけが残り、観光が優先では妻籠の将来はない。若い世代も人々が住んでこそ保存である。人無くしての保存ならば凍結保存と同じである。住んでいる場所に誇りを持ち、自ら文化財である町並みを守るのだという意識がなければ、町並みも失われてしまう。保存を始めた頃の人々は、住んでいる妻籠に誇りを持つよう努力してきたが、現在では、若い世代を中心として一部の人から制約があり過ぎて住みづらめという不満が出てくる。」



中町の町並み (平成12年5月) 平成7年3月竣工した本陣前の町並み

そして、再度知恵と工夫をし、地域の文化を残しながら、自分の住んでいる所に誇りを持つよう努力し、自分たちのまちづくりとして、妻籠の保存を続けていきたい。

(町並対策室長 藤原宗三)

宿場町

長野県南木曾町妻籠宿の事例



倉敷川畔大原家通り (平成12年3月)

一 はじめに

岡山県南部に位置する倉敷市は、瀬戸内海に面した人口四三万人の市である。保存地区は市の中心、倉敷の町にあり、商家町として昭和五四年に重要伝統的建造物群保存地区の選定を受け、この二月二二年が経過した。

倉敷の町の名は物資の集散地であるこの場所に年貢を納める蔵が置かれたことによる。保存地区のある倉敷の町周辺は、天正二年(一五八四)に宇喜多秀家が湾の潮止工事を行って新田を開発し、寛永十九年(一六四二)には天領として倉敷に代官所が置かれた。商人たちは税金面などで優遇されたため、倉敷川畔には大規模な塗屋造の町家や土蔵が建てられ、町並みが形成されて繁栄した。

現在の町並み保存に直接つながる契機となったのは、昭和四三年に市の主導で伝統美観保存条例が制定されたことであるが、これは国が伝統的建造物群保存地区の制度を創設するのに七年先行する、いわばパイオニアとしての事業であった。しかし、倉敷の町並み保存への取組が始まったのははるかに以前、戦前まで遡る。大原家を中心とする先覚者たちが、倉敷独特の洗練された美しさはあるものの、

その時点では必ずしも珍しくなかったはずの町家や蔵の重要性にいち早く気づき、これらの保存や活用に取り組んだことは特筆に値する。

その後、幸運にも戦災にも遭わず、先覚者の意志を受け継いで町並みが保存されていき、現在では年間三六〇万人を超える観光客が訪れるようになった。

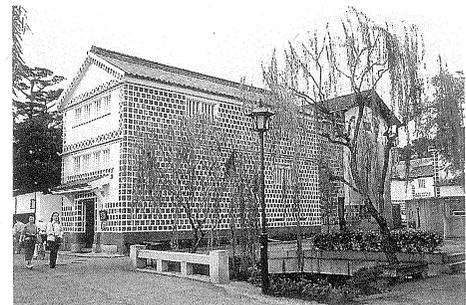
二 現在の取組

倉敷駅南に広がる保存地区は、伝建地区を中心に三地区が指定され、六つの条例で保持されていて、その内容は次のとおりである。

- (1) 倉敷市美観地区景観条例―平成二二年三月二一日制定―
 - ・ 建築基準法六八条に掲げる都市計画法に定める美観地区とし、具体的な高さ制限を設ける(伝建地区、高さ一〇m以下とする)
- (2) 倉敷市伝統的建造物群保存地区保存条例―昭和五三年九月二〇日制定―
 - ・ 町並みの特性になつている本瓦葺塗屋造りの町家と、土蔵造りの蔵を保存するため許可制度とし、外観修理に必要な経費の八割以内、八〇〇万円を限度として補助する。
- (3) 倉敷市伝統的建造物群保存地区にお

事例紹介 ②

岡山県倉敷市教育委員会



倉敷考古館周辺 (平成12年4月)

ける倉敷市条例の特例を定める条例―昭和五七年四月一日制定―

- ・ 固定資産税、都市計画税を家屋の敷地(二階床面積の一・二倍まで)に対して二分の一の額を減免する。
- (4) 倉敷川畔伝統的建造物群保存地区内における建築基準法の制限の緩和に関する条例―昭和五七年六月三〇日制定―
 - ・ 地区内の指定建物に対して道路斜線

道路内建築の制限の緩和を認める。

- (5) 倉敷市伝統美観保存条例―昭和四三年九月三〇日制定―
 - ・ 本市固有の歴史的な伝統美観を保存し、後世に継承するため同意制度とし、外観修理に必要な経費の六割以内、四〇〇万円を限度として補助する。
- (6) 倉敷市倉敷川畔伝統的建造物群保存地区背景保全条例―平成二年六月二二日制定―
 - ・ 倉敷川畔、または今橋及び中橋から見える背景を守るために、高さ二三mを越えるものは同意を必要とする。

三 未来への課題

行政主導の町並み保存は、ほぼ四半世紀を良好に推移してきたが、今新しい時代の訪れとともに変化を求められている。それは、たとえば伝統的建造物でいかに快適な生活を送れるかなど、観光資源としてだけでなく文化財を活用することによって現代的な意義付けを追求し、社会資源としてとらえ直すことである。そうすることによつてもものとしての文化財の保存だけでなく、社会的耐用年数を延長することができ、周囲の市街地の高度利用とも共栄が図れるものと思われる。(生涯学習部文化財保護課主任 磯嶋一行)

商家町

岡山県倉敷市倉敷川畔の事例

萩 市は、山口県の北東部に位置する人口約四万七〇〇〇人の都市である。市の中心部は、阿武川の河口に発達した三角州に位置し、慶長九年（一六〇四）関ヶ原の戦いに敗れた毛利輝元が入府し、城と城下町を築いた。現在の萩市の街路景観は、この城下町が基本となっている。堀内地区は、萩城二の丸にあり、萩藩重臣の居住区であった。道沿いには主として白漆喰塗りの土塀が並び、夏の天気の良い日に堀内に入ると白壁がまぶしくて目を開けていられないほどだったと伝える。

文久三年（一八六三）、藩庁は山口に移り、藩主や重臣も萩を去り、明治維新後も県庁は山口に置かれた。これに伴い、屋敷地内に建っていた建物群は、解体されて山口に運ばれたり、取り壊されたりしたと考えられる。その後には土塀と長屋、長屋門だけが残った。萩を失った武士たちは、この広大な空き地となった堀内地区に夏みかんを植えていったのである。重臣の居住区から一転、夏みかん畑としての堀内地区の時代は、明治から昭和四〇年代まで、一〇〇年近く続いた。

このような景観に変化が起こったのは、昭和五〇年前後である。観光ブームが起こり、萩への観光客数が年間

二二〇万人を数えた。このような状況下で、土塀や夏みかん畑を破壊して、観光客のための施設が作られるようになった。また、ほぼ同時期に宅地化の波が訪れ、新たな住宅建築が見られるようになった。

萩における城下町保存の歴史は古く、まずは萩城跡や志士の旧宅などが国史跡に指定され、局地的な保存がはかられた。つぎに、七・七・四haという広大な堀内地区を保存する方法として考えられたのが、「歴史的景観の保存」というものであった。昭和四十七年（一九七二）に市条例として、「歴史的景観保存条例」が制定され、堀内地区など六地区が指定された。

そして、文化財保護法の改正に伴い、昭和五十一年（一九七六）に重要な伝統的建造物群保存地区萩市堀内地区・平安古地区が誕生したのである。

選定後、修理修景事業と現状変更規制によって歴史的景観の整備が進行した。一三種の建築物は早い段階で修理が終わり、以後は工作物である土塀の修理修景が主要な事業となっている。その際には、すべての土塀を江戸時代の白漆喰土塀に復元するのではなく、石積みもの、瓦をみせたものに復元しており、これらは明治以後の堀内の歴史景観を象徴するものである。

事例紹介 ③

山口県萩市教育委員会



堀内地区、「鍵曲り(かいまがり)」の土塀と夏みかん。(1999年11月)

堀内地区は選定からすでに二五年近くが経過した。この間に処理された住宅新築の現状変更は二五〇件である。つまり約二五〇世帯が新たにこの地区に移り住んだことになる。これにより、地区内が活性化すると同時に、選定当初から比べて景観が変化することも否定できない。これら住宅新築の場合、武家屋敷地区では、町屋のように軒の高さや屋根の勾配などの統一基準によって建物の形式を統一できないところが難しい。といって

も、江戸時代の大規模な武家屋敷を復元することも不可能である。したがって、堀内地区の望ましい景観とは、「土塀越しに瓦葺の屋根が見える」というあいまいなものにならざるを得ない。細かなマニュアル的なものは存在せず、屋根・外壁・開口部などで伝統的な素材・色・工法を規定するのみである。明確な基準が示しにくいために、必ずしも統一的な行政指導を行い得たとは云いがたい。その一方で、個々の事例ごとに行政と住民とが話し合いをすることによって、「住民とともに景観を考える」ことができたのは成果のひとつといえる。

しかし、現在でも夏みかん畑を造成して住宅が新築され、堀内地区の象徴ともいえるべき「土塀と夏みかん」の景観維持は限界に達しつつある。開発の波にさらされる夏みかん畑をすべて公有化する訳にもゆかず、所有者の理解に頼るしかないのが現状である。

萩は、堀内地区を「完全に江戸時代の白壁に復元すること」、「崩れかけた土塀と夏みかん畑に固定すること」も選ばなかった。しかし、これまで二五年の整備・規制の歩みを総括し、「歴史を活かす」良い方向性を見極め、今後の方針を決定することが必要であろう。

(文化財保護課 埋蔵文化財係長 柏本秋生)



堀内地区、益田家物見矢倉 (1999年11月)

武家町
山口県萩市堀内地区の事例

伝統的建造物群 保存地区制度 二五年の歴史について

◆文化庁文化財保護部建造物課

現在、文化庁の選定する重要伝統的建造物群保存地区（重伝建地区）は全国で五〇市町村五五地区に及ぶ。近年では、歴史を活かしたまちづくりが日本全国でこく当たり前のようになり、受け入れられるようになったが、その過程において、文化財として歴史的集落や町並みを保存しようとする「伝統的建造物群保存地区（伝建地区）」の制度は、常に中心的な役割を果たしてきた。

戦後経済の高度成長に伴う国内の急速な都市化は、自然破壊や環境汚染、公害などの問題を生み、それに対抗する手段として様々な市民運動が展開された。歴史的環境の破壊と衰退に対しては「保存」を手法とした運動が起り、京都や金沢、妻籠などの都市や町において先駆的な町並み保存運動が展開された。

その結果、昭和四九年には国の補助事業で伝建地区の保存対策調査が開始され、同五〇年には文化財保護法の改正によって伝建地区の制度が創設された。

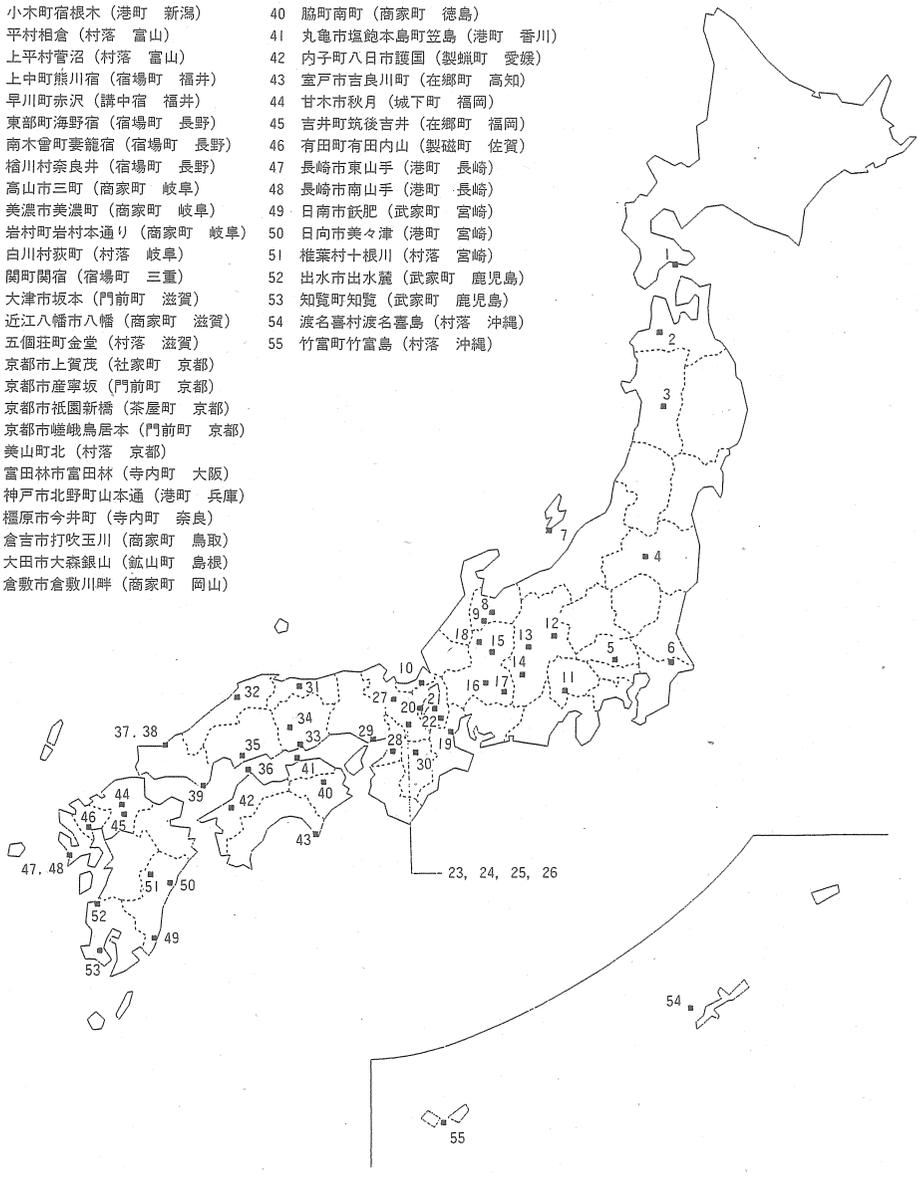
重伝建地区の選定は市町村の申請に基づいて国が行うが、地区の範囲や保存計画、補助の範囲や現状の変更の許可などは市町村自らが決定し、主体性をもって地区の保存を図る制度である。国は必要な指導と経済的支援を市町村へ行うもので、地方分権が普通に語られる現代では考えられなくはないが、創設当時としてはユニークな制度であったと言える。同五一年には文化財保護審議会第二専門調査会に伝建部会が設置され、南木曾町などの七地区が第一回の重伝建地区に選定され、直ちに補助事業が開始（保存修理、防災施設、買

上）された。国からの補助額は必ずしも十分ではないが、選定後から毎年着実に続けられる伝建の事業は、年月を経ると共に地区の歴史的景観を計画的に復旧整備し、防災施設の強化を図るなど、着実に成果をあげつつある。同五四年には全国伝統的建造物群保存地区協議会が発足し、年一回、全国の伝建地区の市町村長や担当者が集まり、各地区の問題を協議し、情報の交換ができる場が作られた。同六三年には行政担当者の資質の向上を図るために、第一回の伝統的建造物群保護行政研修会が実施された。平成元年には伝統的建造物の固定資産税の非課税措置が始まり、翌年には芸術文化振興基金による歴史的集落・町並み保存活用活動に対する助成が始まるなど、伝建制度を支援する体制が着実に整備、強化されてきた。

伝建制度二五年の歴史は、歴史的集落・町並みの保存に始まり、現在では、個性あるまちづくりの手法として認められつつある。近年では、伝建地区を対象とした他省庁の支援措置が増加し、歴史を活かしたまちづくりも多様な展開を見せるようになった。今後は、さらに市町村自らが確固たる哲学をもって事業を計画的に進め、保存体制を充実するとともに、行政と地区住民が一体となり、誇りをもって地区の保存を進めることが望まれる。（主任文化財調査官 江面嗣人）

図 重要伝統的建造物群保存地区 一覧 平成11年12月現在

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 1 函館市元町末広町 (港町 北海道) | 34 成羽町吹屋 (鉱山町 岡山) |
| 2 弘前市仲町 (武家町 青森) | 35 竹原市竹原地区 (製塩町 広島) |
| 3 角館町角館 (武家町 秋田) | 36 豊町御手洗 (港町 広島) |
| 4 下郷町大内宿 (宿場町 福島) | 37 萩市堀内地区 (武家町 山口) |
| 5 川越市川越 (商家町 埼玉) | 38 萩市平安古地区 (武家町 山口) |
| 6 佐原市佐原 (商家町 千葉) | 39 柳井市古市金屋 (商家町 山口) |
| 7 小木町宿根木 (港町 新潟) | 40 脇町南町 (商家町 徳島) |
| 8 平村相倉 (村落 富山) | 41 丸亀市塩飽本島町笠島 (港町 香川) |
| 9 上平村菅沼 (村落 富山) | 42 内子町八日市護国 (製塩町 愛媛) |
| 10 上中町熊川宿 (宿場町 福井) | 43 室戸市吉良川町 (在郷町 高知) |
| 11 早川町赤沢 (講中宿 福井) | 44 甘木市秋月 (城下町 福岡) |
| 12 東部町海野宿 (宿場町 長野) | 45 吉井町筑後吉井 (在郷町 福岡) |
| 13 南木曾町妻籠宿 (宿場町 長野) | 46 有田町有田内山 (製磁町 佐賀) |
| 14 楢川村奈良井 (宿場町 長野) | 47 長崎市東山手 (港町 長崎) |
| 15 高山市三町 (商家町 岐阜) | 48 長崎市南山手 (港町 長崎) |
| 16 美濃市美濃町 (商家町 岐阜) | 49 日南市鉄肥 (武家町 宮崎) |
| 17 岩村町岩村本通り (商家町 岐阜) | 50 日向市美々津 (港町 宮崎) |
| 18 白川村荻町 (村落 岐阜) | 51 椎葉村十根川 (村落 宮崎) |
| 19 関町関宿 (宿場町 三重) | 52 出水市出水麓 (武家町 鹿児島) |
| 20 大津市坂本 (門前町 滋賀) | 53 知覧町知覧 (武家町 鹿児島) |
| 21 近江八幡市八幡 (商家町 滋賀) | 54 渡名喜村渡名喜島 (村落 沖縄) |
| 22 五個荘町金堂 (村落 滋賀) | 55 竹富町竹富島 (村落 沖縄) |
| 23 京都市上賀茂 (社家町 京都) | |
| 24 京都市産寧坂 (門前町 京都) | |
| 25 京都市祇園新橋 (茶屋町 京都) | |
| 26 京都市嵯峨鳥居本 (門前町 京都) | |
| 27 美山町北 (村落 京都) | |
| 28 富田林市富田林 (寺内町 大阪) | |
| 29 神戸市北野町山本通 (港町 兵庫) | |
| 30 橿原市今井町 (寺内町 奈良) | |
| 31 倉吉市打吹玉川 (商家町 鳥取) | |
| 32 大田市大森銀山 (鉱山町 島根) | |
| 33 倉敷市倉敷川畔 (商家町 岡山) | |



特集 ●地域文化の振興

●巻頭言
地域文化振興の必要性——三善 晃
●座談会
まちづくりにみる
地域文化振興

佐藤克明／杉村信夫／諸井 誠／
熊倉純子／甲野正道

●論文
千葉和廣／寺谷純一郎

●エッセイ
原田康夫

●事例紹介
沖縄県佐敷町 ほか

習志野市立秋津小学校 を訪ねて

記念館めぐり◆ゆかりの地を訪ねて

石川啄木記念館

私と教育、私としつけ

松村邦洋

都道府県宛

●教育・学術・文化・スポーツニュース
青森県・滋賀県・広島市・福岡県

▽今月の特集では、教養書の足跡を振り返り、教育改革に大きくかかわる教員の資質能力の向上策について今後の方向性を探っています。
▽先日傍聴したある教職員向けの講演の中で、印象に残った話。赤ちゃんには皆好奇心一杯ですが、成長するにつれてそれは失われてしまう。教員の仕事の一つは、好奇心を伸ばす手助けをすることであり、とても夢のある仕事だ—ということでした。
赤ちゃんには誰に教えられなくても、何でも口に入れて「観察」して、自分の手や指を眺めて「観察」して、好奇心は本能のようなものでしょう。成長に応じてはいけないうことを理解しなくてはいいけない、その見本を示しつつ好奇心を伸ばす手助けをするのが大人であり、学校の先生なんだと思えました。
▽先月号「少子化と教育について」の特集に関連して、地域で子どもを育てることの重要性に鑑み、我が家の子育て体験について紹介します。娘は一〇か月、立つことも始まりました。一瞬手を離すと立ちついても、いたずら大好きですが、サンダルをかじるのもゴミ箱をひっくり返すのも本人にとっては好奇心(まだ知的好奇心ならぬ「体的好奇心」)の追求です。時にはパパと二人で留守番することもあります。初めのころは帰ると娘は大泣き、パパはくったり、部屋は散乱状態でしたが、最近は慣れた様子。急いで帰ると離乳食も入浴も終わりねんねした後ということも。しかしママは外出先で、泣いてないかな?と気になって、やっぱり急ぎ足で帰ってしまいます。
▽新連載「マンガで見る教育の情報化」が始まりました。青沼貴子さんのマンガで親しみやすく紹介していきます。ぜひご感想をお寄せください。(Y・K)

投稿歓迎

「読者からのたより」欄への投稿、「文部時報読者アンケート」を歓迎します。本誌を読んだ感想、御意見等をお寄せください。

●「読者からのたより」投稿規定

- ①1件につき400字以内 ②住所、氏名、年齢、職業、電話番号を明記(誌上匿名可) ③掲載分には薄謝進呈
※文章を一部手直しさせていただくことがあります。

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-2-2 文部省大臣官房政策課「文部時報」編集部
※電子メールでも受け付けております。

●「文部時報読者アンケート」
文部時報読者アンケートは添付のはがきのほかに電子メールでも受け付けております。宛先名「jho@monbu.go.jp」

コンピュータネットワークを利用した文教行政の広報

文部省では、我が国の文教施策等を広く皆様を紹介するため、インターネットホームページを利用して情報を提供しています。また、子どもホームページ試行版を設け、情報を提供しています。

ホームページアドレス：
<http://www.monbu.go.jp/>(半角入力)
子どもホームページアドレス：
<http://www.monbu.go.jp/kodomohp/index.htm>

文化財 紹介

重要文化財

序の舞

上村松園筆

一幅

国(東京芸術大学保管)

平成12年6月27日指定



縦233.0cm 横141.3cm
絹本着色 掛軸装

幼少の頃から和装の故実に通じていた上村松園(一八七五—一九四九)は、画家としても早くから頭角を現している。一〇代で京都府画学校、鈴木松年塾に学び、明治一三年に第三回内閣勸業博覧会に出品した「四季美人図」が一等褒状を受賞。時に松園一六歳である。
松園は生涯一貫して美人画を描きつづけた。その作風は、伝統的な日本画技法に基づいて、従来風俗画の一ジャンルであった美人画を、品格のある芸術作品にまで高めたもので、昭和一三年には女性として初めて文化勲章を受章している。「序の舞」は文部省招待展に出品され、完成度・格調ともに優れて世評高く、政府買い上げとなった作品。淡い黄土地を背景に、茜色の大振袖を着た現代の令嬢が謡曲を舞う姿を描いている。そこには、同時代の風俗をもつて古格を有する清澄な作品を描く松園作品の特質が典型的に表れている。作者自身が「優美なうちにも毅然として犯しがたい女性の気品をかいた」と自負しているように、松園芸術を代表する作といつてよい。

(文化庁文化財保護部 美術工芸課 行徳真一郎)

MESSC. 61 月刊

文部時報 7月号

第1490号

●著作権所有——文部省

●発行所——株式会社 きょうせい

本社 〒104-0061 東京都中央区銀座7-4-12

本部 〒167-8088 東京都杉並区荻窪4-30-16

電話 03-5349-6666(営業部)

URL <http://www.gyosei.co.jp>

●印刷所——株式会社行政学会印刷所

平成12年7月10日印刷
平成12年7月10日発行

定価610円(本体581円)(〒84円)
年間購読料7,320円

・ただし、増大号、臨時号の場合は別に代金を申し受けます。
・なお、購読のお申し込みは直接営業所またはよりの書店にてお願いします。

●本誌の掲載のうち、意見にわたる部分については、それぞれ筆者個人の見解であることとお断りいたします。

Printed in Japan 2000 ISSN 0916-9830 ●この刊行物は再生紙を使用しています。